

第二期 大阪府がん対策推進計画

肝炎肝がん対策部分抜粋版

平成25(2013)年3月

大 阪 府

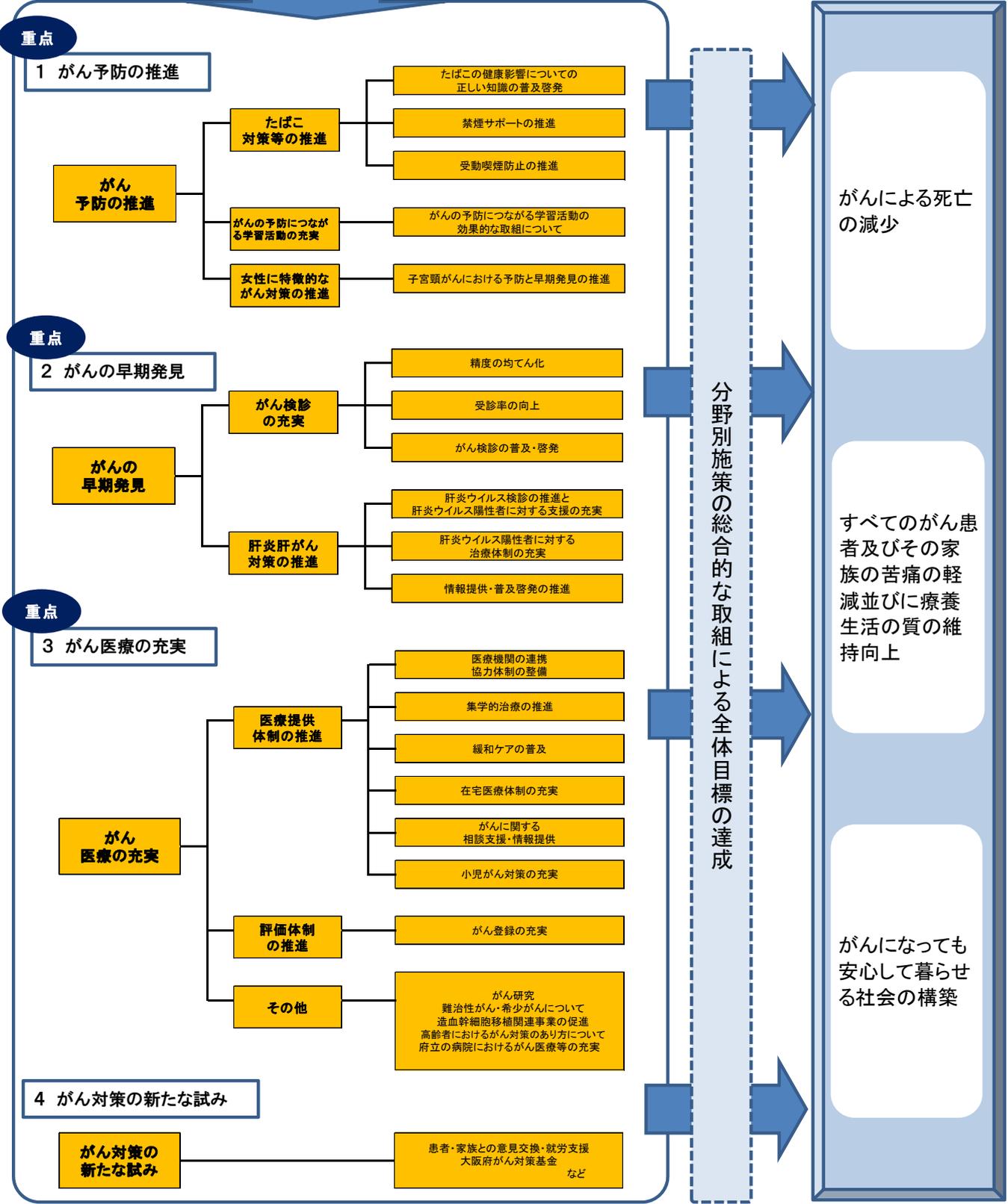
大阪府がん対策推進計画の計画推進イメージ図

《基本方針》

- がん患者を含めた府民の視点に立ったがん対策
- 重点的に取り組む課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策

特に重点を置いて取り組む課題を定め、分野毎に施策を推進

全体目標



◆ 肝炎肝がん対策の推進

府では、5大がんのうち、胃がん、肝がん、肺がんの死亡率が全国と比べて比較的高く、これらのがんは大阪のがん死亡率が全国より高い三大要因となっています。

三大要因の内の一つである肝がんは、その原因の多くが肝炎ウイルスの感染によるもので、その70～80%がC型肝炎ウイルスに起因することから、府では、肝炎ウイルス検診による肝炎ウイルス感染者の発見と治療、肝がん発生予防が重要です。すなわち、府民に対して肝炎の正しい知識の普及啓発を進めていくとともに、肝炎肝がん医療提供体制や患者・家族等への相談支援・情報提供を充実していくことが必要です。

府は、これまで、肝炎肝がん緊急対策として、大阪府肝炎肝がん対策委員会の運営、保健所における肝炎ウイルス検診の実施及び、この検診により診療が必要と判断された者（以下、「要診療者」とします。）に対する保健指導等を行う肝炎フォローアップ事業を展開するとともに、さらにこの取組が効果的に実施されるよう、体制の整備に努めてきました。

一方、国では、平成21年12月に「肝炎対策基本法」が施行、平成23年5月に「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、国においても、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検診の促進、肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進など、総合的に肝炎対策の取組を進めてきました。

今後、国の指針を踏まえつつ、さらに、平成23年4月に施行しました「大阪府がん対策推進条例」第10条（肝炎肝がん対策の推進）に基づき、より一層、肝炎肝がん対策を充実していくことが必要です。

1 取組の内容

【1】 肝炎ウイルス検診の推進と肝炎ウイルス陽性者に対する支援の充実

（1） 肝炎ウイルス検診の累積受診率の向上

■肝炎ウイルス検診事業の推進

肝炎ウイルス検診事業としては、健康増進法に基づく健康増進事業として、市町村で実施する住民向け肝炎ウイルス検診事業、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく特定感染症検査等事業として、府保健所及び府委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業があります。

平成20年度から22年度までの累積受診者数は、市町村実施分で、B型及びC型肝炎ウイルス検診でそれぞれ約9万人、府保健所及び府委託医療機関実施分で、B型肝炎ウイルス検診で約13万人、C型肝炎ウイルス検診で約12万人となっています。

平成24年に健康増進計画最終評価のために実施した府民調査によると、40歳以上の回答者、男性1,364人、女性1,586人のうち、男性264人(19.3%)、女性395人(24.9%)が受診していたという状況です。

※府民調査の概要 平成24年2月に、無作為抽出した府民1万人を対象にアンケート用紙を郵送

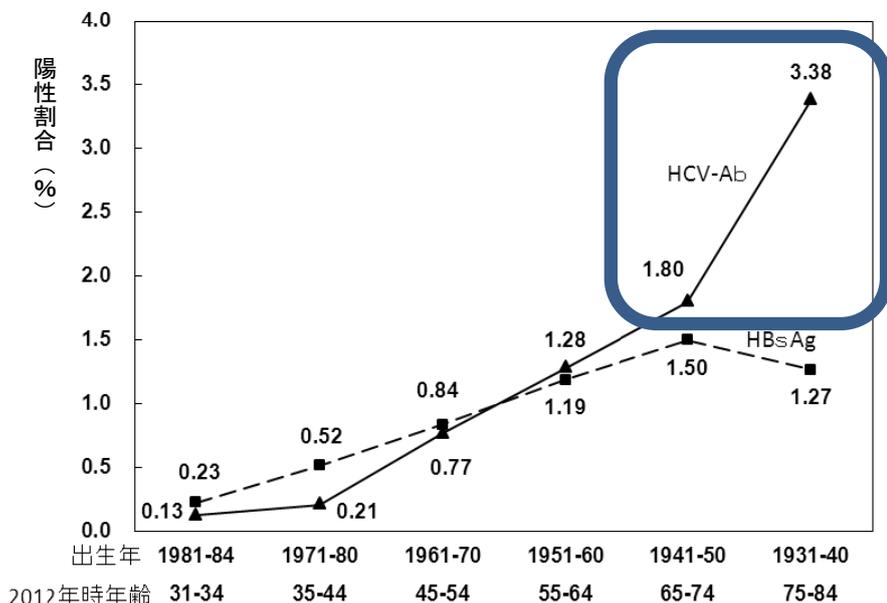
今後も、引き続き、累積受診率の向上に向けて、肝炎ウイルス検診事業を推進していきます。

一方、肝炎ウイルス検診を過去に受診されている方は、その検査受診後、新たに感染を疑う事由が生じない限り、再度受診する必要はありませんが、現在の受診者の中には、重複的に検診を受診されている方が一部いるものと推測されます。

また、C型肝炎ウイルスのキャリアは、1930年代前半(昭和5年~10年頃)生まれの世代にピークがあり、それ以降の年代では減少傾向を示しています。

このため、府としても、引き続き、肝炎ウイルス検診の累積受診率や検診受診が必要となる方の把握に努めるとともに、肝炎ウイルス保有率の高い年齢層において、肝炎ウイルス保有者にとっての利益と不利益のバランスを考慮しながら、肝炎ウイルス検診の効果的な受診啓発に努めます。

初回献血者における HBs抗原とHCV抗体の陽性割合



出典：熊谷純子、ほか：わが国における肝炎ウイルスキャリアの動向。治療学38;961-963,2004.より一部改編。

■肝炎ウイルス検診の受診機会の確保

府委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業については、現在、府内で約 3,600 件の医療機関が無料検診事業に協力しているところですが、今後も、府民の受診機会の拡大を図るため、無料検診の協力医療機関数の確保を図るとともに、協力医療機関の院内掲示の活用や、健康診査や検診受診の機会をとらまえて肝炎ウイルス検診制度を紹介する等、府民への無料検診事業の普及啓発を図ります。

(2) フォローアップ事業の充実

肝炎ウイルス検診事業では、検診（一次検診）での陽性者が確実に精密検査を受診し、要診療者が専門の医療機関で受療することが重要です。

これまで、市町村及び府保健所は、それぞれの肝炎ウイルス検診の要診療者に対し、大阪府肝炎専門医療機関※（以下、「専門医療機関」とします。）、大阪府肝炎協力医療機関※（以下、「協力医療機関」とします。）との連携による保健指導等を行い、継続的なフォローアップを実施してきました。

また、府委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業についても、要診療者に対しては、委託医療機関において専門医療機関を紹介し、医療機関への受診勧奨を実施しているところです。

しかし、府において、肝炎ウイルス対策の進捗を評価する上で、重要な指標となる精密検査受診状況、治療完遂率等の実態把握が不十分な状況となっています。

そこで、府としては、肝炎フォローアップ事業を着実に推進するため、事業評価のための体制の構築を図り、市町村、府保健所及び委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業において、肝炎ウイルス陽性であった者の精密検査受診状況及び治療状況、専門医療機関への紹介・受診状況の把握に努め、肝炎ウイルス陽性者の専門医療機関への受診促進を図ります。

また、平成20年度から22年度までの累積受診者数が最も多い委託医療機関における肝炎ウイルス検診事業について、肝炎ウイルス陽性者であった者の精密検査・受療状況を把握し、精密検査未受診者・未治療者、治療中断者に対しては、市町村や府保健所におけるフォローアップの取組状況を踏まえ、検査・受療（再治療）するための勧奨方策を検討します。

※肝炎専門医療機関

主にC型肝炎ウイルス感染者に対して、初回インターフェロンの初期導入治療を適切に実施していることが確認される医療機関

※肝炎協力医療機関

主にC型肝炎ウイルス感染者に対して行われる長期間にわたるインターフェロン治療について、肝炎専門医療機関と連携して、インターフェロンの維持投与を含む継続診療の実施が可能と確認される医療機関

【2】 肝炎ウイルス陽性者に対する治療体制の充実

（1）肝疾患診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の構築

平成18年に国から「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」が示され、各都道府県に肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす肝疾患診療連携拠点病院が設置されることとなりました。

府では、肝疾患診療連携拠点病院として、府内に5つある医学部を持つ大学病院が指定されております。

今後も引き続き、当該5大学病院を拠点として、他の専門医療機関及びかかりつけ医と連携しながら患者に良質な医療を提供するためのネットワーク構築を推進していきます。

（2）肝炎専門医療機関・肝炎協力医療機関の指定

府では、肝炎要受療者の受診機会の確保を図るため、各医療機関からの申し出に基づき、大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会（以下、「肝炎肝がん対策部会」とします。）の意見を踏まえ、専門医療機関及び協力医療機関を指定しております。

専門医療機関及び協力医療機関は、指定制度創設当初において標準治療法であったインターフェロン治療の治療実績等を基に指定していましたが、次々と開発される肝炎治療法（治療効果、副作用等）についても、肝疾患診療連携拠点病院等が中心となって、専門医療機関や協力医療機関へ研修等により周知していくことが重要です。

府としても、専門医療機関や協力医療機関を指定するにあたっては、これまでのインターフェロン治療実績等のみならず、保険承認されている最新の治療法の実績等も参考にしていく等、必要に応じて、指定基準の見直しや指定医療機関の評価・見直しについて検討します。

さらに、指定医療機関の公表方法及び内容についても府民がアクセスしやすい方策や、検診希望者が希望する地域で検診を受診できるよう医療圏別での公表を行う等、効果的な情報発信方策について、肝炎肝がん対策部会で検討していきます。

今後も、医療提供体制の充実を図るため、専門医療機関及び協力医療機関の確保を図るとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心に連携強化を図り、府における肝炎肝がん医療の水準向上に努めます。

(3) 大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会における事業の評価・検討

肝炎肝がん対策部会は、保健所、市町村、医療機関等の緊密な連携による肝炎ウイルス感染者に対する継続的な保健指導システムと、府内における専門医療体制を確保するため、府の諮問に基づき、専門医療機関、協力医療機関の選定や、二次医療圏毎の検診・医療提供体制の課題の把握と解決方策の検討、標準的な治療に関する指針の作成、評価及び普及等について協議します。

(4) 肝炎医療費助成制度の活用

平成20年度より、国において肝炎治療に対する医療費の助成制度が創設されたことに伴い、実施機関となる府において、B型及びC型ウイルス性肝炎、C型代償性肝硬変の治療を目的とした治療費の一部を助成しています。

平成21年度からは、一定の条件を満たした方には助成期間の延長を認める等の運用変更が行われました。

平成22年度からは、自己負担限度額月額引き下げや、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象に追加され、平成23年度11月からはC型肝炎インターフェロン治療の3剤併用療法が助成対象になるなど、より利用しやすい制度となっています。

府としては、国と連携し、肝炎患者の治療促進を図るため、この医療費助成を活用し受療を促進することにより、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進を図ります。

【3】 情報提供・普及啓発の推進

（1）肝炎患者及びその家族等への情報提供・相談支援の充実

肝疾患診療連携拠点病院には、肝炎患者・家族等の肝炎肝がんに対する不安や疑問に適切に対応するための相談窓口として、肝疾患相談センターが設置されています。

このような相談窓口については、府ホームページでの紹介や、市町村等関係機関や患者会等の協力を得ながら、様々な手段で周知していきます。

肝疾患診療連携拠点病院においても、ホームページや「健康手帳エル」等の紙面媒体を用いた肝炎肝がん情報の周知など、情報提供体制の整備や相談支援体制の充実に努めるとともに、院外からも利用しやすいよう院内掲示等を行うよう努め、積極的に情報提供・相談支援を行うこととします。

（2）肝炎肝がんに関する普及・啓発

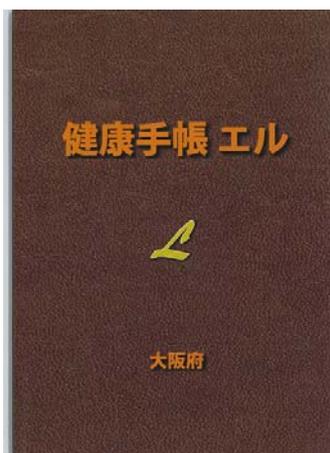
府は、肝炎肝がんに対する正しい知識及び人権の尊重に関する普及・啓発、肝炎ウイルス検診の周知を図るため、関係機関と連携し、医療従事者等保健医療関係者への研修会や府民向けの講演会を開催します。

府は、肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、ホームページ等を活用した普及啓発に取り組むとともに、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳「健康手帳エル」の普及方策を検討し、府民への肝炎肝がんに関する啓発媒体の周知を図ります。

特に、府民の肝がん予防を推進するためには、肝炎ウイルス検診の受診が重要であることから、検診受診に関する普及啓発を充実することにより、府民全体の肝炎ウイルス検診に対する理解を高めていきます。

さらに、ピアスの穴あけ等、感染の危険性のある行為に興味のある年代に対する啓発や、医療従事者等の感染リスクの高い集団に対する啓発方法・情報提供の方策について検討します。

（参考：健康手帳エル A5版）



2 取組目標

(1) 肝炎ウイルス検診の累積受診率の向上

府は、肝炎ウイルス検診累積受診率や検診受診が必要となる方の把握に努め、累積受診率の増加を図ります。

また、肝炎ウイルス検診事業を評価し、効果的な対策を実現するため、定期的に、肝炎ウイルス検診受診者の性や年齢分布、受診歴等のモニタリング調査を行います。

(2) 肝炎フォローアップ事業の充実

府は、委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検査事業における精密検査受診状況や治療状況を把握して改善に努め、要精密検査者のHCVキャリアの精密検査受診率80%をめざします。

(「厚生労働省 肝炎等克服緊急対策研究事業 肝がんの発生予防に資するC型肝炎検診の効率的な実施に関する研究班(H15)」の報告では、精密検査受診率60%のため、目標値80%と設定)。

(3) 肝炎ウイルス陽性者に対する標準治療の推進

肝炎フォローアップ事業を充実するとともに、引き続き、専門医療機関及び協力医療機関を指定・確保し、肝炎医療費助成制度の周知を図ることにより、肝炎ウイルス検査事業で要診療者となった者の標準治療の完遂率80%をめざします

(「厚生労働省 肝炎等克服緊急対策研究事業 肝がんの発生予防に資するC型肝炎検診の効率的な実施に関する研究班(H15)」の報告では、検診発見キャリアの治療完遂率40%のため、目標値80%と設定)。